

第4次 大宜味村行政改革大綱



平成23年3月

沖縄県大宜味村

目 次

1	これまでの行政改革の主な取組	1
2	行政改革の必要性	1
(1)	分権型社会の進展	2
(2)	本村の財政状況	2
3	行政改革の視点	3
(1)	役割分担の明確化と協働・連携	3
(2)	効率的かつ効果的な行政資源の最適配分	3
(3)	村民と一体となった行政運営	3
4	行政改革の基本方針	3
(1)	簡素で効率的かつ持続力ある行政運営システムの構築	4
(2)	地方分権型社会に向けた協働体制の構築	4
5	行政改革の推進体制	4
(1)	全庁体制での取組	4
(2)	村民と一体となった取組	4
(3)	検証と見直し	5
6	実施期間	5
7	行政改革推進のための主要事項	5
(1)	事務事業・組織の見直し、定員管理の適正化	5
(2)	給与及び諸手当等の適正化	5
(3)	民間委託、公共施設の効率的管理運営	5
(4)	財政の健全化	5
(5)	開かれた村政及び情報化の推進	6
(6)	職員の意識改革及び人材の育成	6
(7)	村と県の適切な役割分担	6
(8)	多様な主体との協働・連携及び民間活用の推進	7
(9)	広域行政の推進	7

1 これまでの行政改革の主な取組

本村はこれまで、昭和62年度に「大宜味村行政改革大綱」、平成12年5月に「第2次大宜味村行政改革大綱」、平成17年3月に「第3次大宜味村行政改革大綱（平成17年度～21年度）」を策定し、事務事業の見直し、組織・機構の合理化、職員数等の見直しなどを実施しました。

前大綱の主な取組を平成21年度までの実績でみると、定員管理の見直しでは、期間中に職員11名を大幅に削減（対16年度比では17名の減）、17年度に農業委員定数を、18年度に議会議員定数各々2名の削減を実施、給与等の見直しでは、17年度に三役給与・管理職手当の削減、管内旅費の廃止、19年度までに勸奨退職時特別昇給の引き下げ・廃止等を実施し、歳出抑制を図りました。

民間委託等の推進では、特産品加工施設の指定管理者制度を実施し、民間活力の活用を図りました。

事務事業の見直しでは、20年度に機構改革に伴う事務決裁の権限の見直し、電算システムの一元化等を実施し、業務の効率化・迅速化を図りました。

使用料・手数料等の見直しでは、18年度に水道料金を対16年度比50%増の改定、火葬場使用料を区分毎に最大20,000円増の改定等を実施し、歳入の確保を図りました。

このように本村においては、昭和62年度以来三次にわたり行政改革を推進し、ある一定の成果があったものと評価しています。

2 行政改革の必要性

少子高齢化の進行、情報化・国際化の急速な進展、環境問題の深刻化など、このような時代の変革期で、多くの村民は、生活や暮らしに直結する医療や教育、環境、雇用、治安、災害などに迅速かつ効果的に対応できる行政に期待を寄せています。

また、地方分権という新たな時代における課題や行政需要に対する的確に対応していくために、国や県との役割分担も踏まえ、基礎自治体としての行うべき行政サービスをより明確にし、簡素で効率的な運営ができる行政体制の整備も求められています。

さらに、時代の変革期であっても村民に対する行政サービスの維持・向上に努めていくことが行政に課せられた責務であり、併せて地域の様々な主体との協働・連携体制を強化しながら、村民の地方主権の意識、自立の意識を醸成させ、新たな価値を見出すことも必要となってきます。

これからの時代の要請に的確に答えていくためには、行政改革は避けて通れない重要な課題として、これまでの改革の成果を踏まえながら、新たな行政改革の方向性を明らかにするとともに、今後もあらゆる分野において改革を推進し、大宜味村の発展のためにさらなる行政改革に取り組んでいく必要があります。

(1) 分権型社会の進展

国民がゆとりと豊かさを実感し、安心して暮らすことのできる社会の実現を目指し、地方分権改革を総括的かつ計画的に推進するため、平成18年12月に地方分権改革推進法が制定され、第二次地方分権改革がスタートしました。

この改革では、政府内に地方分権推進委員会を設置し、これまでに4次にわたり勧告を内閣総理大臣に提出し、「基礎自治体への権限移譲の推進」、「義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大」、「国と地方の協議の場の法制化」及び「地方税財政の再構築」など国と地方の役割分担の基本的な考え方を踏まえた具体策を政府に提言してきました。

国においては、「地域主権」を早期に確立する観点から、「地域主権」に資する改革に関する施策を検討・実施するとともに、地方分権戦略会議を設置し、地方分権改革推進計画を定めたところです。

平成22年6月には地域主権戦略大綱が閣議決定され、今後、地域主権推進一括法などの制定のほか、地方税財政制度の大幅な変革も予測されることから、その動向を注視しながら税財政基盤の確立に向けて取り組んでいく必要があります。

また、NPOやボランティア団体、地域コミュニティ等公共的活動が活発化している中で、地域社会の共同利益の実現という観点からも、これらの多様な機関とさらなる協働・連携の拡充を図っていく必要があります。

(2) 本村の財政状況

本村の財政状況は、個人所得の減少や企業収益の悪化などにより、平成21年度の地方税収入は歳入総額の5.6%と低い状況であります。また、歳入の大半を占める地方交付税についても、基礎数値となる平成22年度国勢調査における人口数は減少しており、さらなる減収が見込まれます。

一方、歳出については、人件費をはじめとして、物件費等の歳出削減に努めているものの、特別会計への繰出金、一部事務組合への負担金、社会保障費関係経費は増加傾向にあり、埋立地関連事業における地方債や近年の臨時財政対策債の発行等により公債費も増えることが見込まれ、依然厳しい状況が続くものと見込まれます。

また、財政健全化法に基づいて算定される、平成21年度決算における健全化判断比率は4指標とも健全な数値ではあるが、財政の硬直度を示す経常収支比率は前年度と比べ、2.0ポイント悪化の96.4%となっています。

近年では、財源が不足する部分を基金の取り崩しにより収支の均衡を保ってきましたが、その結果、平成14年度末で約34億円あった財産形成基金は、平成21年度末までに約20億円まで落ち込み、基金残高は右肩下がりとなっています。

このような状況を踏まえ、村民が安心して暮らせ、将来に希望を持てるように、これまでも増して徹底した歳入歳出の見直しを行っていき、さらなる発展に向け自立的かつ持続的に計画を推進していく必要があります。

3 行政改革の視点

(1) 役割分担の明確化と協働・連携

本格的な分権型社会においては、住民に最も身近な基礎自治体である本村と広域自治体の県が果たすべき役割・責任を明確にし、協働・連携を図りながら地域の課題を解決していく体制を強化していきます。

また、NPOや地域コミュニティー、企業などの民間活力を積極的に活用するとともに、公共サービスを担う多様な機関と協働・連携して住民に対する質の高いサービスを提供していきます。

(2) 効率的かつ効果的な行政資源の最適配分

限られた行政資源を最大限に活用するため、職員のサービス意識、コスト意識を徹底させ、不断の取組みによる事務事業の見直しで無駄を省きます。

また、村の発展・飛躍につながる施策や住民のニーズに応える事業を選択し、そこに行政資源を集中させていくとともに、将来的に負担を先送りしない適正な行政資源の配分で世代間の公平なサービスを維持していきます。

(3) 村民と一体となった行政運営

これからの分権型社会においては、地域に住む住民が暮らす地域の未来に対する責任を持つという、住民主体の新しい発想が求められています。

また、行政サービスを楽しむ対象者であり、納税者でもある村民とともに、村民共通の課題解決に向けて行政を運営していくことが、今後重要になっていきます。

このことから、行政についての積極的な情報公開やあらゆる手段での情報提供等、多様な手法による村政の透明性の向上に取り組み、村民との情報共有化・意識の共有化を一層推進するとともに、村民意見を村政に役立てる仕組みを充実していきます。

一方では、限られた行政資源で村民全ての満足に応えるには限界があることも事実であり、それを理解したうえで、どこまでが行政サービスの範囲なのか、受益と負担は適正なのか、どこに行政資源を集中すべきなのかを村民とともに検討していきます。

4 行政改革の基本方針

前述の行政改革3つの視点を踏まえ、次の2つの基本方針に沿って行政改革を推進します。

(1) 簡素で効率的かつ持続力ある行政運営システムの構築

時代の変化や複雑・多様化する村民ニーズに的確に応えるためには、これまで以上に村民の立場に立った行政運営に取り組むとともに、簡素で効率的な持続力ある行政体制に努める必要があります。

そのため、組織・職員数の見直しや給与等の適正化に引き続き取り組むとともに、組織力を最大限に高めていくために、職員一人ひとりの意識改革を図りながら効果的な研修を通じた職員の資質の向上や効率的な職務の遂行のためのシステム化などに努め、行政サービスのコスト縮減とサービス内容の質の向上を図るなど成果重視の行政運営を見直すとともに、複雑・多様化する村民ニーズに的確に対応しながら、将来の世代に過大な負担を残さないようにするため、構造的な歳入不足を解消し、歳入と歳出のバランスがとれた持続可能な財政基盤の確立を進めていきます。

(2) 地方分権型社会に向けた協働体制の構築

本格的な分権型社会の到来を見据え、県との役割分担も踏まえつつ、地域における総合行政を担う基礎自治体として果たすべき役割やそのあり方などについて幅広く検討するとともに、住民生活に身近な事務を住民サービスの向上という観点から権限移譲を検討していきます。また、今後、ますます複雑・多様化する村民ニーズに適切に対応するため、NPO等の民間が主体となれる公共サービスの提供を充実していきます。

さらに、民間委託化等も村民サービスの向上を図るうえで必要となってきたことから、これらの多様な機関との協働や連携及び積極的な活用を推進していきます。

5 行政改革の推進体制

(1) 全庁体制での取組

村長を本部長とする「行政改革推進本部」を中心に、職員一人ひとりが本村を取り巻く厳しい状況を十分に認識し、全庁挙げて行政改革を推進し、毎年度の進捗状況を把握するなど進行管理に努めます。

また、各課等においては、「行政改革内部検討委員会」のもとに実施計画を策定し、主要事項の着実な実施及び新たな課題等への対応など、行政改革を積極的に推進します。

(2) 村民と一体となった取組

行政改革の進捗状況等について、「行政改革推進委員会」に報告し、助言を受けながら着実に推進します。

また、毎年度の進捗状況をわかり易く村のホームページ等で公表するなど、村民の理解と協力を得られる環境を整備しながら、常に村民意見を尊重し、村民と一体となって行政改革を推進していきます。

(3) 検証と見直し

第4次大宜味村行政改革大綱については、毎年度、実施状況に関する検証を行うとともに、状況の変化に対応した行政改革に取り組むため、随時見直しを行います。

6 実施期間

第4次大宜味村行政改革大綱の実施期間は平成23年度から平成26年度の4年間とします。ただし、実施期間を超えて取り組まなければならない課題については、適切な期間を設定して取り組むこととします。

7 行政改革推進のための主要事項

(1) 事務事業・組織の見直し、定員管理の適正化

村が現在実施している事務事業全般について、さらなるコストの縮減を図るため、徹底した事務事業の見直しに基づく事業の廃止や休止、縮小を期間中に実施していきます。

また、限りある行政資源を真に必要な事業に重点的に投入できるように、職員一人ひとりがコストの意識をもって取り組むとともに、効率的かつ効果的な業務執行をなお一層推進し、村民に対する質の高いサービスの充実を図ります。併せて、事務事業や組織の見直しなどにより、村行政に従事する職員定員を計画的に管理し、その適正化を図ります。

(2) 給与及び諸手当等の適正化

職員の給与については、国や他の地方公共団体の状況を踏まえ、職務と責任に応じた適切な給与水準を勘案した給与制度の適正な運用に努めます。

また、村が設置する行政委員会等の委員に対する報酬などもその活動の状況などを精査したうえで適正化を図ります。

(3) 民間委託、公共施設の効率的な管理運営

民間の有する技術力や専門性を最大限に活用し、アウトソーシングなど内部事務の体制・執行方法を見直し、行政コストの節減と行政事務の効率化を図ります。

公共施設の設置については、民間活力の活用も視野に入れ、経費の節減を図り、管理運営については、サービスの向上と運営の効率化に留意し、運営方法、利用状況、維持管理費等を把握し、村の適正な管理・監督のもとで民間等に管理委託を推進するとともに、NPOやボランティア等との協力関係の構築に努めます。

(4) 財政の健全化

財源の確保については、自主財源である税の課税客体、課税標準等の的確な把握、徴収率の向上に努めるとともに、使用料や手数料その他についても見直し、自主財源の確保に努力するとともに公債費等については、総合的見地から見た施策・事業

の決定、執行を計画的に行い、後年度に大きな負担となる公債費の償還額を考慮し、中長期的展望に立った財政計画を策定し新たな財源の創出を図り、健全な財政運営に努めます。

(5) 開かれた村政及び情報化の推進

行政運営に対する村民の理解を得るためには、様々な広報媒体を適切に組み合わせた迅速かつ積極的な情報公開・提供を行い、村行政の透明性を確保して村民への説明責任を果たしていくことが必要です。村への提言やアイデア、村業務に対する意見・苦情など、村民の意向を的確に把握する手法を拡充し、聴取した意見等を施策へ反映するなど村民が参加しやすい仕組み作りを構築します。

また、村民がいつでも、どこでも行政サービスを受けられる環境を整備し、村民サービスの向上を図るため、簡素で効率的な庁内情報通信基盤を整備するとともに、電子申請等行政手続きのオンライン利用の促進を検討します。

(6) 職員の意識改革及び人材の育成

簡素で効率的な行政運営を行いつつ、複雑・多様化する村民ニーズに的確かつ迅速に対応し村民の満足度を向上させるためには、組織改革や財政構造の改革のみならず、職員一人ひとりの意識改革と能力向上も必要です。漫然と業務をこなしていくだけでなく、厳しい財政状況や地方分権改革の進展など本村を取り巻く環境の変化に応じた今後の行政サービスのあり方を常に意識しながら、絶えず村民視点でコストと効果を考え行動することが求められています。

そのためには、職員のモチベーションアップにつながる職場環境の改善等に強力に取り組むとともに、人材育成基本方針に沿った職員研修の効果的な実施や、公務員制度改革に基づく新たな人事評価制度の導入を検討し、職員の意識改革及び人材育成に取り組めます。

(7) 村と県の適切な役割分担

地方分権時代においては、住民に身近なところで行政を担う市町村が、その地域で生活する住民の視点に立って、自らの判断と責任で地域の政策を決めて行くことが求められています。

このような中、住民の利便性や行政の効率性の観点から、基礎自治体としての市町村が積極的にその役割を担うことが可能となることから、権限移譲が推進されております。しかしながら、これまでの大幅な職員数削減による職員一人あたりの業務の負担増は大きく、さらなる業務負担による職員の健康管理が危惧されるのも現状にあることを踏まえ、村と県の役割分担のあり方について県との協議や住民の意見も踏まえながら検討していき、地域全体の活性化、住民満足度の向上を図ります。

(8) 多様な機関との協働・連携及び民間活用の推進

これからの地域分権型社会の構築に向けては、県との役割分担を含め、村が担うべきサービスの範囲を抜本的に見直すとともに、NPOや住民組織等多様な担い手の意欲と能力など、民間のノウハウを積極的に活用し、民間でできることは民間に委ねることが必要です。

これらの多様な担い手の得意とする分野を各主体間で相互に補完しながら、民間等の事業機会を拡大するとともに、村民共通の課題を社会全体で支える仕組み作りなど、民間開放・民間委託等の官民連携を推進し、村民に対するより質の高いサービスを提供できる体制づくりを目指していきます。

(9) 広域行政の推進

国頭地区行政事務組合による広域行政事務は一定の成果があがっており、今後も生活圏の広域化や多様な村民ニーズに応じて、周辺市町村との広域的な連携・協力などの施策の充実に努めます。

また、既存の組織の在り方や運営等について検証し、より効率的な広域行政の推進に努めます。